

○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例・同施行細則（抄）

条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）	施行細則（平成 15 年名古屋市規則第 117 号）
第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この条例は、名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）の理念にのっとり、環境の保全に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、公害の発生源に対する規制及び環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を保全することを目的とする。 （用語の定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （5）特定化学物質 その性状、使用状況等からみて、特に適正な管理が必要とされる化学物質（放射性物質を除く元素及び化合物をいう。）として<u>規則</u>で定めるものをいう。 （6）特定化学物質等 特定化学物質及び特定化学物質を含有する製品であって<u>規則</u>で定める要件に該当するものをいう。 第 7 節 化学物質の適正管理 （化学物質適正管理指針の策定等） 第 46 条 市長は、化学物質を取り扱う事業者が、化学物質を適正に管理するために講ずべき措置等を示した指針（以下「化学物質適正管理指針」という。）を定めるものとする。 2 市長は、化学物質適正管理指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。 3 市長は、化学物質の性状、取扱方法等に関する情報を収集し、及び提供するように努めるものとする。 （化学物質の適正管理） 第 47 条 化学物質を取り扱う事業者は、化学物質適正管理指針に基づき、その工場等における化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を常に把握するとともに、化学物質の適正な管理に努めな	第 1 章 総則 （趣旨） 第 1 条 この規則は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （特定化学物質） 第 2 条 条例第 2 条第 5 号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）第 2 条第 2 項に規定する第 1 種指定化学物質とする。 （特定化学物質等の要件） 第 3 条 条例第 2 条第 6 号の規則で定める要件は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成 12 年政令第 138 号）第 5 条に規定するとおりとする。 第 4 節 化学物質の適正管理

ければならない。 (特定化学物質の取扱量の把握、届出等) 第 48 条 特定化学物質等を取り扱う事業者のうち、<u>規則</u>で定める要件に該当する事業者であって、<u>規則</u>で定める工場等を有しているもの（以下「特定化学物質等取扱事業者」という。）は、化学物質適正管理指針に基づき、特定化学物質及び当該工場等ごとに、その特定化学物質の取扱量を把握しなければならない。 2 特定化学物質等取扱事業者は、<u>規則</u>で定めるところにより、特定化学物質及び当該工場等ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の特定化学物質の取扱量を市長に届け出なければならない。	(特定化学物質等取扱事業者の要件) 第 43 条 条例第 48 条第 1 項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（以下この節において「令」という。）第 3 条各号に掲げる業種に属する事業を営む者であること。 (2) 常時使用する従業員の数が 21 人以上であること。 2 条例第 48 条第 1 項の規則で定める工場等は、令第 4 条第 1 号イ又はロに掲げる事業所のいずれかに該当する工場等とする。 (特定化学物質の取扱量の届出) 第 44 条 条例第 48 条第 2 項の規定による届出は、毎年度 6 月末日までに、特定化学物質取扱量届出書（第 12 号様式）によって行わなければならない。 (市長が定める分類の名称による公表) 第 45 条 条例 48 条第 1 項に規定する特定化学物質等取扱事業者は、同条第 2 項の規定による届出に係る特定化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該特定化学物質の名称に代えて、当該特定化学物質の属する分類のうち対応する化学物質の分類として市長が定めるものの名称をもって同条第 3 項の規定による公表をすることを市長に請求することができる。 2 特定化学物質等取扱事業者は、前項の請求を行うときは、条例第 48 条第 2 項の規定による届出と併せて、対応する化学物質の分類の名称への変更請求書（第 13 号様式）を提出することによって行わなければならない。 3 市長は、第 1 項の請求を認める場合には、その旨を決定し、当該決定後、速やかに、当該請求を行った特定化学物質等取扱事業者に対し、その旨を通知するものとする。 4 市長は、第 1 項の請求を認めない場合には、その旨を決定し、当該決定後、速やかに、当該請求を行った特定化学物質等取扱事業者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。 5 前 2 項の決定は、第 1 項の請求があつ
---	---

3 市長は、前項の規定により届け出られた取扱量を集計し、公表するものとする。 (特定化学物質等適正管理書の作成等) 第 49 条 特定化学物質等取扱事業者は、化学物質適正管理指針に基づき、工場等ごとに、特定化学物質等を適正に管理するための方法を記載した書面（以下「特定化学物質等適正管理書」という。）を作成するよう努めなければならない。 2 特定化学物質等取扱事業者のうち、規則で定める工場等を設置する者は、化学物質適正管理指針に基づき、当該工場等ごとに、特定化学物質等適正管理書を作成し、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。 3 前項の規定により特定化学物質等適正管理書を届け出た事業者は、周辺の住民等から求めがあったときは、当該特定化学物質等適正管理書の内容を説明するよう努めなければならない。 (事故による特定化学物質の排出時の措置) 第 50 条 前条第 2 項に規定する事業者は、同項に規定する工場等における事故の発生によって、特定化学物質が大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透することにより、人の健康又は周辺的生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、直ちに、特定化学物質の排出防止等の応急措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、事故の状況、講じた措置の概要その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。	た日から 30 日以内にするものとする。 6 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、当該特定化学物質等取扱事業者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を通知しなければならない。 (特定化学物質等適正管理書の届出) 第 46 条 条例第 49 条第 2 項の規則で定める工場等は、その常時使用する従業員の数が 21 人以上である工場等とする。 2 条例第 49 条第 2 項前段の規定による届出は、特定化学物質等取扱事業者の設置する工場等が前項に規定する要件に該当することとなった日から起算して 6 月以内に、特定化学物質等適正管理書届出書（第 14 号様式）によって行わなければならない。 3 条例第 49 条第 2 項後段の規定による届出は、特定化学物質等取扱事業者が当該工場等に係る特定化学物質等適正管理書を変更した後速やかに、特定化学物質等適正管理書届出書（第 14 号様式）によって行わなければならない。 (事故時の報告) 第 47 条 条例第 50 条第 1 項の規定による報告は、事故状況等報告書（第 15 号様式）によって行わなければならない。 2 条例第 50 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 事故の状況 (2) 講じた措置の概要 (3) 工場等の周辺における被害の状況 (4) 再発防止のための措置の概要
--	---

2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事業者が同項に規定する応急措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(技術的な助言等)

第 51 条 市長は、特定化学物質等を取り扱う事業者による特定化学物質等の自主的な管理の改善を促進するため、当該事業者に対する技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 8 章 罰則

第 129 条 第 21 条、第 22 条第 2 項、第 35 条第 2 項、第 38 条第 2 項、第 44 条第 2 項、第 50 条第 2 項、第 59 条第 3 項、第 69 条又は第 70 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 130 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 16 条第 1 項の規定による許可を受けないで大気規制工場を設置した者

(2) 第 18 条第 1 項の規定による許可を受けないで第 16 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を変更した者

(3) 第 64 条第 1 項の規定による許可を受けないで地下水を採取している者

(4) 第 66 条第 1 項の規定による許可を受けないで第 64 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる事項を変更した者

第 131 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 16 条第 7 項（第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して認定を受けないで大気規制工場の使用を開始した者

(2) 第 17 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 65 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第 132 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 31 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 127 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 133 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 129 条から前条までに規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 第 134 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の過料に処する。 (1) 第 16 条第 5 項（第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 19 条（第 34 条において準用する場合を含む。）、第 20 条第 3 項（第 34 条及び第 68 条において準用する場合を含む。）、第 37 条第 2 項、第 48 条第 2 項又は第 67 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第 49 条第 2 項の規定に違反して特定化学物質等適正管理書の届出をしなかった者 (3) 第 71 条第 1 項の規定に違反して水量測定器を設置せず、又は同項若しくは同条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 附 則 (施行期日) 第 1 条 この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項（第 28 条第 3 項、第 38 条第 3 項、第 40 条第 2 項、第 42 条第 2 項、第 43 条第 2 項、第 62 条第 2 項及び第 63 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 24 条第 3 項及び第 4 項、第 45 条第 2 項及び第 3 項、第 46 条第 1 項及び第 2 項、第 52 条、第 91 条、第 98 条第 2 項及び第 3 項、第 116 条第 1 項及び第 2 項、第 121 条、次条並びに附則第 9 条（第 5 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）の規定は公布の日から、第 48 条から第 50 条まで、第 92 条から第 97 条まで、第 98 条第 1 項、第 99 条から第 102 条まで、第 129 条（第 50 条第 2 項に係る部分に限る。）並びに第 134 条第 1 号（第 48 条第 2 項に係る部分に限る。）及び第 2 号の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 章第 4 節並びに第 4 章第 1 節及び第 2 節の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 (特定化学物質の取扱量の把握等に関する特例) 11 平成 21 年度において把握すべき条例第 48 条第 1 項に規定する特定化学物質の取扱量（以下この項において「取扱
---	---

	量」という。)及び平成 22 年度において届け出るべき取扱量並びに平成 21 年度において作成し、又は変更すべき条例第 49 条第 1 項に規定する特定化学物質等適正管理書については、第 2 条及び第 43 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、第 2 条に規定する条例第 2 条第 5 号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 356 号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（以下「旧令」という。）別表第 1 に規定する第 1 種指定化学物質とし、第 43 条第 1 項第 1 号に規定する条例第 48 条第 1 項の規則で定める要件は、旧令第 3 条各号に掲げる業種に属する事業を営む者とする。 12 令和 5 年度において届け出るべき条例第 48 条第 2 項に規定する特定化学物質の取扱量については、第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する条例第 2 条第 5 号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 288 号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第 1 に規定する第 1 種指定化学物質とする。 附 則（平成 21 年規則第 115 号） この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。 附則（令和 4 年規則第 113 号） （施行期日） 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（以下「新規則」という。）第 12 号様式は、令和 6 年度以降における市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）第 48 条第 2 項の規定による届出について適用し、令和 5 年度における同項の規定による届出については、なお従前の例による。 3 新規則第 13 号様式は、令和 6 年度以降
--	---

	における新規則第 45 条第 1 項の規定による請求について適用し、令和 5 年度における同項の規定による請求については、なお従前の例による。
--	--